

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書

本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について速やかに実現されることを求めます。

記

- 1 県の医療費助成制度の給付方法を現物給付とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6月21日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿

医療費助成制度の現物給付導入にかかる交付金等の減額措置の撤廃を求める意見書

岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が減額されてしまいます。

医療費助成制度は、重度心身障がい者、乳幼児及びひとり親家庭等の方々が安心して医療を受けられるようにするためには必要な制度です。

以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進と傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう求めます。

記

- 1 国は現物給付を導入している自治体に対する交付金等の減額措置を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6 月21日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

原子力発電所事故に伴う適切な除染を求める意見書

当市においては、福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質の飛散被害を受け、現在においてもその対策に取り組んでいる。

当市では、平成 24 年 5 月 24 日に「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき「一関市除染実施計画」を策定した。

現在、国で示している除染補助対象は、除染実施計画区域内で平均空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域並びに雨樋の下など局所的に空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える、いわゆるホットスポットとされている。

しかし、このホットスポットは、除染実施計画区域外においても散見されているが、補助対象となっていないことから、除染を進める上で、費用負担の問題や市民に対し適切な説明が行われていない状況である。

福島第一原子力発電所事故以前の良好な環境に戻すことが、原子力政策を推進してきた国の責務である。

よって、空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超過したホットスポットの除染についても、補助対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

環境大臣 殿

原子力発電所事故被害によって失われた山野の機能回復に向けた総合的な対策を求める意見書

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受け、市民の楽しみであった春の山菜採り、秋のきのこ狩りの機会が奪われている。

山野の恵みを楽しむ生活する習慣は、次代へ継ぐべきライフスタイルであり、このまま出荷制限が長引けば習慣はすたれ、日本の田舎らしさ、岩手の魅力を著しく損なう結果となる。

また、産直、道の駅へ納品していた者は貴重な収入源を奪われ、店舗においても売り場に空きが目立ち、売り上げの低下も招いており、観光面でも大きな損失となっている。

現在、出荷制限解除の範囲は県ごと、市町村ごととされているが、産直、道の駅はこれまで安全、安心な農産品の販売所として生産者と消費者を結ぶ懸け橋となりブランド力を高めてきた。

個々の納入者、生産者が分かるトレーサビリティを備えた店舗においては出荷制限、解除区域も柔軟に対応すべきである。

よって国においては、原子力発電所事故被害により出荷制限となった山菜・野生きのこを一日でも早く市民が享受できるよう山野の機能回復へ向け、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 山菜、野生きのこの放射性物質による汚染のメカニズムを解明し、一刻も早く山野の機能を回復できるよう山野の除染方法を確立すること。
- 2 山菜、野生きのこの出荷制限解除については、安全に配慮しながらも田舎らしい生活習慣を守らなければならないとの認識に立ち、区域の見直しや、トレーサビリティを備えた店舗における柔軟な対応を行うなど早期に出荷を再開できるよう部分的、段階的な解除について検討すること。
- 3 山野の機能回復の間、野生の産品に代わる山菜、きのこなどの栽培の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

原発に依存しない社会の構築と再生エネルギーの利用拡大を求める意見書

福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換を迫られている。

原発事故の被害を受け、今なお、解決の見通しが立たない本市としては、原発の運転再開には強く反対する。

全ての国民が不安を抱いた原発リスクから解放され、合わせて低廉で良質な電力が安定的に供給されることで安心して生活できるようにすることが、政府における使命であり、課題である。

その中でも、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの拡大は、新しいエネルギー社会の構築に向けた柱である。

今後のエネルギー政策を構築するにあたって、次の事項を念頭に制度設計を行うことを要望する。

記

- 1 原発事故の検証が不十分であり、使用済み核燃料処理の不明確ななか、原発に依存しない社会を実現していくため、全ての原発の運転を行わないこと。
- 2 国内の原発の新増設は行わないことはもとより、原発の海外への輸出を行わないこと。
- 3 再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民の意識啓発について、国は特段の配慮を行うこと。
- 4 特に家庭・施設における太陽光、蓄電池、燃料電池は、分散型の新たなエネルギー社会の構築に向けた重要な電源要素として、その技術開発と普及に向け万全の支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

国民皆保険を堅持し、医療提供体制の拡充を求める意見書

将来に向かって国民皆保険を堅持し、質の高い医療を安定的に提供していくことが求められています。

市町村国保の財政状況は深刻化しており、財政安定化策が必要です。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以下の年齢層と比べて保険料の上昇スピードが早いこと、75歳以上の被用者が被用者保険に加入できない等の問題点があり、年齢で区別しない、国民の納得と信頼が得られる新たな医療保険制度への移行が求められています。

よって、次の事項を含む施策を早急に実施をするよう強く要望します。

記

- 1 救急医療や、産婦人科、小児科、外科、精神科などの医療を担う地域の医師確保及び看護師確保対策に取り組むこと。
- 2 医療と介護の推進、安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、在宅医療・介護の提供体制を整備すること。
- 3 後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の高齢者も国民健康保険又は被用者保険に加入することとし、高齢者に係る国保の運営を都道府県が実施するよう制度改革を行うこと。
- 4 高額医療費制度について、給付と負担のバランスを勘案しつつ、医療が長期にわたる患者の負担軽減を図ること。
- 5 予防接種の充実、感染症対策、がん対策の充実に取り組むとともに、難病対策の法制化を含め、推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

農業の戸別所得補償について法制化を求める意見書

農業の戸別所得補償については、平成 24 年に農業者戸別所得補償制度として、平成 25 年は経営所得安定対策として実施され、多くの農業者から好意的に受け入れられ、定着しています。

戸別所得補償を法制化し、安定したものとする事は、農業者の農業経営に対する予測可能性を高め、これまでの予算措置に基づく実施では必ずしも十分に実現することができなかつた、先を見通した合理的な経営の安定化につながるものと考えます。

さらに、戸別所得補償をより恒久的な制度として安定化させることは、農業の持続可能性を高め、農業が有する多目的機能を発揮させることにも資するものです。

すなわち、地域における雇用を創出し、地域経済を活性化させ、また、環境の保全にも貢献するものであり、結果的に食料自給率の向上にもつながるものと考えます。

よって、農業の戸別所得補償について、法制化することにより、より安定した制度とするよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿